

日本労働年鑑 1951年版(第23集)
The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第二章 主要な争議

第七節 私鉄争議

一 争議の経過 私鉄経営者協会と日本私鉄労働組合総連合会とは一九四七年四月の最低賃金制に関する仮協定にもとずき、同年八月「退職金支給に関する覚書」を締結したのであるが、以後数次の賃金ベース改訂に伴い、覚書の条文解釈について、総連と経協の見解が一致せず(退職金算定の基礎ベースのスライドを認めるか否かにつき)、ために各会社毎の交渉においても解釈が不統一のまま経過してきた。一九四八年九月総連の七-九月賃金要求の際、経協は覚書の改訂を申入れ、中労委に提訴したのであるが、当事者間の交渉不十分なりとの理由で却下された。一九四九年三月一六日総連から退職金規定改訂案が経協に提出され、経協も新改訂案を提示、五月二日以降数次にわたり交渉を重ねたが妥結にいたらず、八月一五日双方から夫々中労委に調停を申請した。中労委は八月一七日第八回定例総会に附議した結果受理することにきまり、左記調停委員六名が委嘱された。

公益委員 末弘巖太郎(調停委員長)

桂 皋

使用者委員 磯村乙己

佐藤正義

労働者委員 藤田進

滝田実

本争議に関する交渉権の委任については、総連は原則として加盟全組合の委任をうけているのに反し、経協は四〇社にすぎないため、労調法の適用が総会席上で問題となつた。

この点については第一回調停委員会(八月二七日)劈頭、末弘委員長から両当事者に対し

- (1)未委任会社に対する組合の争議権は地労委に提訴することによって発生する。
- (2)事業者団体法によれば未委任会社に対し、委任を強制することは出来ないけれども経協は協力委任を勧誘してほしい。

旨の法律見解を明にし、双方の諒解を求めた。

調停委員会は当初三回までは、両当事者を招致し、調停申請にいたるまでの経緯及び両当事者案の主張点につき説明を求め、問題の所在点を明かにし、第四回以後は委員のみの秘密会に移り具体的内容の検討を行った。第四回、第五回において調停方針を決定したが、最も困難な問題であった退職金算定の理論的基準については具体的結論は出し難く、一応、公益委員に試案作成を一任することになった。

第六回乃至第八回にわたっては、退職金算定の理論的基準について、厚生年金保険法に準拠して作成された事務局試案、末弘委員長の個人的見解としての退職積立金及退職手当法が現実に適用されると仮定し、本法の理念を主眼として退職金の算定を行うという提案などが論議されたが結論にいたらず、末弘委員長の覚書中心に審議を進めたい旨の提案があり、第九回、第一〇回は

覚書を中心とし、併せて退手法並びに一般他産業の水準をも考慮した具体的内容の検討が行われた。退職金算定の基本給決定問題も最後に難問題とされたが第一回において結論にいたり、第一二回(一月七日)において調停案を両当事者に提出することになった。

二 係争の主要点

(1)退職金の性格について、経協は過去の功労を勘案し退職後の生活補給を目的とするに対し、総連は、生活保障給的性格を重視し、併せて賃金後払い的性格、功労報償的性格を加味すべきものであるとする。

(2)退職金算定の基礎ベースについて 経協は一九四八年一月末日現在の基本月額とし賃金がスライドしても退職金はスライドしないとするに対し、総連は退職又は死亡当時の基本給月額とし、賃金がスライドされれば退職金算定の基礎ベースもスライドすべきであるとする。

(3)支給範囲について 経協は

- (イ)停年退職、会社都合による退職
- (ロ)殉職、死亡、公傷病退職
- (ハ)私傷病退職、自己都合退職

の三分類をなし(ロ)は従来(イ)と同一に扱われてきたが、殉職、公傷病は労災法の施行によって相当額の補償をうけることになったため、国家保険が会社負担の軽減を目的とする以上、停年退職と別個に取扱う必要があり、本人在社中の功労を考慮し遺族又は本人以外の家族の生計補助を勘案することで十分なりとする。

総連においては、

- (イ)停年退職、殉職、死亡、公傷病退職、会社都合による退職
- (ロ)自己都合による退職

の二分類をなし、殉職者は停年退職より優遇すべきであるが、労災保険による給付を考慮して同一に取扱う。然し労災法による給付については社会保障制度の完備をみぬ今日、これをもって殉職、公傷病退職の率を停年退職の場合より引下げる理由とはならないとする。

(4)支給率について 経協は勤続年数二〇年を以て退職者の基準としている。理由は、停年五五才に対し、私鉄入社年齢の平均が略二二才であり、大学高専卒業者が大体二五才入社として考慮したものである。支給率については、勤続一年で〇・五月、勤続三〇年で三二ヵ月としている。それは退職金は経済の常態においては在職中の所得からの蓄積と補充関係にあるが、現在の賃金所得からの蓄積は困難であり、過去の蓄積も一応〇になっていると推定し、今から蓄積したものであるとして退職時までの総勤労所得からの生活資金に充当しうるものを算出して得たものである。

総連は勤続二五年につき五年間の生活保障を妥当と考え、六〇ヵ月の支給率を設けている。これについては「大体日本人の平均寿命並びに離職後の平均寿命を厚生省或は保険会社の資料に求めこれらの諸点を勘案した結果、大体離職後五年が平均寿命である」との結論によったものである。支給率については、退職金の性格が生活保障的なものに功労報償的性格が附与されておるものと考えたもので一次式の直線変化によらず、理想的曲線として拋物線を採用している。

(5)会社都合による退職者について 経協は加算するか否かは各社各組合の協議に一任する。次の就職までの生活費については経協案で十分である。

総連はこれに対し国家保障制度の完備されない社会情勢下においては次の就職までの生活補償を会社は負担すべきである。この観点から停年退職の支給率に最低一カ年の月数を加算することを主張する。

(6)実施時期及有効期間について 経協は実施時期を一九四九年一月一日とする、それ以前のものについては既払のもので打切る。有効期間は一九五〇年三月末日までとする。それ以降については別に協定する。

総連は一九四九年四月以降実施する。有数期間についてはなるべく長期をのぞむ。

三 調停案

前文

本委員会は当事者双方の主張につき慎重に検討を加えた結果、両者はそれぞれ全く相異なる理論の上に立つものであって、その間に妥協をつけることは實際上困難であることを見出した。よつて昭和二二年八月一九日附の覚書を基礎とし、一旦各会社毎に成り立っていた制度がその後の事情変更によってそのまま維持し難く、そのため終に今回の紛争を見るに至った経緯を考究した結果、大体は右覚書の骨子に従いながら事情変更のため必要と考えられる最少限度の修正を加えることによって事態を收拾すべきであるとの結論に達した。

よつて、

(一)この際の制度としては昭和二四年四月から昭和二五年三月までの暫定制度とすることとした。

(二)中心問題である基本支給率については、覚書の規定する基準月数をそのままとし、退職当時の基本給月額に代うるに、過去一年間の平均基本給月額をとるとの原則を立て、唯本年度については前年の給与状態が異常であったためこの原則により得ないから、前年度最後の三ヵ月間の平均基本給月額の八五%をとることとした。

(三)右覚書作成後施行された労災保険は、使用者全額負担の保険であるのみならず、その給付内容も相当高度であるから、業務上死亡の際に組合側の主張するように、保険給付と重複して、退職金全額を支給すべしとの議論は認め難いが委員会としては遺族救済の必要をも考慮して、調停案本文に記すような方針をとることとした。

尚この調停案は、右に述べたように覚書の骨子をなるべくそのままにして必要な最少限度の修正を加えたものであるから、この調停案に基いて各社毎に新制度を協定するに当って、万一個々の問題につき争が起つたならば成るべく現行制の主旨に従って解決するよう勧告する。

本文

(一)退職金算出のベース

昭和二四年一一三月平均基本給月額の一八五%

(二)基本支給率

勤続満一年の者一ヵ月、勤続満三〇年の者四八ヵ月、勤続満三〇年を超える者勤続満三〇年を超える一年に付一ヵ月を加算する。

但し本支給率により得ない場合は会社と組合協議の上、右を基準として別に定めることができる。

(三)退職事由別支給率

(1)停年退職者

基本率の一〇〇%

(2)殉職者

扶養家族〇の者四〇%、扶養家族一人の者八〇%、扶養家族二人以上の者一〇〇%

(3)業務に基因する傷痍疾病により職に堪えず退職する者一〇〇%

(4)会社の都合による退職者一〇〇%

但し会社と組合協議の上、別途加給することを妨げない

(5)自己の都合による退職者

勤続満三年未満の者支給せず、勤続満三年の者基本率の三〇%、勤続満一〇年の者六〇%、勤続満二〇年以上の者一〇〇%

(6)死亡者並に私傷病により職に堪えず退職する者

勤続満二〇年未満の者に付いては会社と組合協議の上前号の退職金を増額する

(四)在職中特に功労のあった者に対しては、前項による退職金を増額することができる

(五)本案により算出せる退職金額が現行金額を下廻る場合は、現行通りとする

(六)退職金は原則として一括払とする

(七)本協定は昭和二四年四月一日より実施し、昭和二五年三月末日迄有効とする

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
